

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

令和4年5月27日

西条市長 玉井 敏久

1 業務名 西条市事業再生・事業承継等支援対策業務

2 事業内容 仕様書のとおり

3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 産業経済部 産業振興課
電話 0897-52-1482 (直通)

4 特定した日 令和4年5月27日

5 被特定者 株式会社西条産業情報支援センター
(愛媛県西条市神拝甲150番地の1)

6 被特定者が提案した参考見積り金額
5,935,248円(税込)

7 審査結果

名 称	評価点(500点満点)
株式会社西条産業情報支援センター	331点

西条市事業再生・事業承継等支援対策業務仕様書

1. 事業目的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の中小企業等にとって依然として厳しい経営環境が続いているほか、今後はコロナ対策として進められてきた実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）等の元本返済がはじまるなど債務拡大による返済負担が懸念されている。

そこで、地域中小企業の事業再生や事業承継等に関する相談窓口を設置するほか、今後どのように事業を再生するか、また場合によっては事業承継をしていくのかといった事業の方向性に気づきを与えるためのセミナーを開催する。加えて、地域中小企業の円滑な事業承継等を推進するため、事業承継に携わる支援人材の育成を目的としたセミナー等の取り組みも行う。

なお、西条市は今後、事業承継に関する専門会社等と連携協定の締結を予定している。本連携協定に基づき組成されるチームが本事業の中心的な役割を担うことから、当該チームの強みを生かすことができる効果的な事業実施体制を構築するとともに、国や県、金融機関等とも協力しながら本事業を遂行する。

これらの取組により、地域経済において大きな役割を果たす中小企業等の活力の再生を図り、もって地域の持続的な発展を目指すことを本事業の目的とする。

2. 期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 対象

- (1) 市内に本社若しくは主たる事業所を有していること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。（個人事業主を含む）

4. 業務内容

(1) 事業承継等に関する相談窓口の設置

事業再生や事業承継に关心がある中小企業者や、後継者がいないため事業の存続に不安がある中小企業者の相談に対応する相談窓口を設置する。中小企業者の相談内容をヒアリングした上で、相談内容や課題に応じて適切なアドバイスや基礎知識の提供を行うほか、M&Aに関する専門的知識が必要とされる場合には専門知識やM&Aの成約実績を有する専門家が対応できる体制を構築する。なお、相談窓口は市内適所に1か所以上設置すること。

(2) 各種専門家による中小企業者向けセミナーの開催

コロナ禍で経営環境が激変する中、財務上の問題や後継者問題等を抱える中小企業者に対し、事業再生、事業承継及び金融支援等について、自社の強みを活かした事業見直しや円滑な事業承継などをテーマとしたセミナーを開催する。これによって、中小企業者に事業再生や事業承継に対する気づきを与える、経営改善に向けた取組を加速化させるほか、事業承継に向けた準備の必要性に対する認識を高める。なお、セミナー参加者に（1）の相談窓口機能を案内することによって、セミナーから気づきを得て事業再生や事業承継等に取り組もうとする中小企業者を適切にフォローする。

実施方法：リアルとオンラインの併用を原則とする

実施回数：年3回以上

その他：オンラインで配信したセミナーの内容については、一定期間アーカイブすることによって閲覧できるようにすること

(3) 専門家派遣の実施

事業再生や事業承継等に取り組もうとする中小企業者に対し、豊富な実務経験と支援実績を有する専門家を派遣することによって、具体的な課題の抽出・分析を行い経営の安定化を図るほか、事業承継に必要な手続きのサポートを行う。専門家派遣を行うに当たっては、まず申し込みや問い合わせのあった中小企業者に電話やオンライン等によるヒアリングを行い、現状やニーズに合った専門家を選定し派遣する。

実施方法：中小企業者に専門家を派遣することで実施

実施回数：相談窓口や各種セミナー開催後の個別相談会に来訪した中小企業等のニーズや状況に応じて派遣する。なお、同一企業に対して、3回を上限に費用負担なしで派遣可能とする。（派遣企業数は5社程度を想定）

(4) 各種専門家による事業承継支援者向けセミナーの開催

中小企業者の事業承継支援に携わる専門家や支援機関人材が円滑に事業承継を推進するため、事業承継に関する実践力や法務知識の向上を目的としたセミナーを開催する。

実施方法：リアルとオンラインの併用を原則とする

実施回数：年2回以上

その他：オンラインで配信したセミナーの内容については、一定期間アーカイブすることによって閲覧できるようにすること

(5) 事業の広報物作成及び周知活動

上記（1）から（4）の事業に関する広報物を作成し、周知活動を行う。また、ＨＰやＳＮＳを活用した周知活動を検討することとし、実施に当たっては市との協力の下、効果的な周知を図ること。

(6) 本市が構築する事業承継に係る連携協力体制のサポート

本市は今後、中小企業等の事業承継を促進することを目的に、事業承継に関する専門的知見と支援実績を有する専門会社や、事業承継後における円滑な操業を支援する企業と連携協定を締結する予定である。本連携協定に基づき組成されるチームが本事業の中心的な役割を担うことから、本委託業務では当該チームをサポートすることによって、各々の強みを生かすことができる効果的な事業実施体制を構築する。

(7) 当該年度の効果検証と次年度に向けた事業提案

当該年度の事業実施結果に基づき、事業内容の効果検証をもって次年度以降に向けた効果的な事業提案を行うこと。